

エネクス電力株式会社「（仮称）胎内第二風力発電事業に係る計画段階  
環境配慮書」に対する意見について

平成29年8月28日  
経 済 産 業 省  
産 業 保 安 グ ル ー プ  
電 力 安 全 課

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「（仮称）胎内第二風力発電事業に係る計画段階環境配慮書」について、エネクス電力株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 新潟県胎内市
- ・ 原動力の種類 : 風力（陸上）
- ・ 出 力 : 約18,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	平成29年 6月 1日
環境大臣意見受理	平成29年 8月 8日
経済産業大臣意見	平成29年 8月28日

問合せ先：電力安全課 高須賀、岡田  
電話03-3501-1742（直通）

## エネクス電力株式会社「（仮称）胎内第二風力発電事業に係る計画段階 環境配慮書」に対する意見

### 1. 総論

#### （1）対象事業実施区域の設定

事業実施想定区域及びその周辺には多数の住居及び環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下、「住居等」という。）が存在しているが、本事業者は、本配慮書においては、住居等を含めた広範囲の事業実施想定区域のみを示していることから、事業実施想定区域における風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の設置位置次第では、重大な環境影響が懸念される。このため、対象事業実施区域の設定に当たっては、騒音及び風車の影による生活環境への重大な影響が避けられない住居等及びその近傍を対象事業実施区域から除外すること。

また、対象事業実施区域の設定に当たっては、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業実施想定区域からの絞り込みに際して環境影響の重大性の程度の変化を含めて、検討経緯を明確にすること。

#### （2）累積的な影響

事業実施想定区域の周辺においては、他事業者による複数の風力発電所が稼働中であり、累積的な影響が懸念される。このため、今後、他事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の構造・配置又は位置・規模（以下「配置等」という。）を検討すること。

#### （3）事業計画の見直し

2.（1）～（6）により、騒音等及び風車の影による生活環境への影響並びに鳥類、植物、生態系、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

#### (4) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

## 2. 各論

### (1) 騒音等に係る環境影響

事業実施想定区域及びその周辺には、多数の住居等が存在しており、工事中及び供用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成 29 年 5 月環境省)及び最新の知見等に基づき、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等を住居等から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (2) 風車の影に係る環境影響

事業実施想定区域及びその周辺には、多数の住居等が存在しており、供用時における風車の影による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔すること等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

### (3) 鳥類に対する影響

事業実施想定区域及びその周辺は、ガン・カモ・ハクチョウ類の渡り鳥の飛翔が確認されており、サシバ等の渡り経路となっている可能性があることから、本事業の実施により、風力発電設備への衝突事故及び移動経路の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえた鳥類に関する適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避

又は極力低減すること。

#### (4) 植物及び生態系に対する影響

事業実施想定区域には、特定植物群落に指定されている「桃崎浜の砂丘植生」、及び自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第6・7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされた砂丘植生、新潟県自然環境保全条例（昭和48年新潟県条例第34号）に基づく自然環境保全地域、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく飛砂防備保安林及び保健保安林等が存在しており、本事業の実施により、植物及び生態系への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により特定植物群落及び自然度の高い砂丘植生等が存在する区域を明らかにした上で、既存道路及び無立木地等を活用することにより、これらの重要な自然環境の改変を回避又は極力低減すること。

#### (5) 景観に対する影響

事業実施想定区域には、主要な眺望点である「はまなすの丘（展望台）」があり、周辺には砂丘及び「地本のミズバショウ群落」などの景観資源が複数存在しており、本事業の実施により、眺望景観への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、フォトモンタージュを作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避又は極力低減すること。

#### (6) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

事業実施想定区域には、人と自然との触れ合いの活動の場である「はまなすの丘（展望台）」及び「胎内市海岸」等が存在しており、直接改変による影響のほか、工事中及び供用時の騒音、風車の影及び景観変化等による人と自然との触れ合いの活動の場への重大な影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、重要な人と自然との触れ合いの活動の場の直接改変を極力回避すること。

また、主要な人と自然との触れ合いの活動の場の状態及び利用の状況に関する調

査を行い、事業実施による影響を評価するとともに、その結果を踏まえて、事業の実施による影響を回避又は極力低減すること。主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響に関する調査及びこれに係る環境保全措置の検討に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の設置者又は管理者及び利用者等からの意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。